

寄付月間～Giving December～リード・パートナー／賛同パートナー 募集要項

I 共通項目

1. 寄付月間の趣旨

寄付月間とは、寄付の受け手側が寄付者に感謝し、また寄付者への報告内容を改善するきっかけとなり、そして多くの人々が寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心を寄せ、行動をするきっかけともなる「月間」であり、期間は12月の1か月間である。

経済界、メディア、NPO、行政等寄付に係る主な関係者が連携して別途設置する推進委員会を中心に、普及広報活動を実施し、法人・個人を問わず上記に関する自主的な取組を行うことを推進する。

2. 対象

寄付月間の趣旨に賛同する法人等の団体及び個人。

ただし、リードパートナー及び賛同パートナーは、寄付月間の趣旨に賛同している法人等の団体及び個人ということであり、推進委員会としてその活動や組織についての信頼を保証するものではない。

※「寄付月間リードパートナー及び賛同パートナーQ&A」Q1、Q2参照

3. 役割

リードパートナー及び賛同パートナーには、その自発性を尊重し、活動に関する特段の責務は発生しない。

なお、寄付募集（企業の売り上げの一部寄付、募金箱設置、等）を主催する場合においては、使途の事前告知、結果の事後報告を行い、寄付の透明性の向上に寄与することが求められる。

※「リードパートナー及び賛同パートナーQ&A」Q3参照

II 主体別項目（法人等の団体、個人）

1. 法人等の団体

（1）役割及び期待

運営するホームページへの寄付月間ロゴの掲載・情報発信及び広報協力、関連するイベント・勉強会・寄付募集企画の開催等が期待される。

また、希望者は寄付月間ロゴマークの使用、寄付月間ホームページへの団体名もしくはロゴマークの掲載、全体企画の情報の随時共有が可能となる。

(2) 申請方法、費用

リードパートナー及び賛同パートナー共に、別途定める書式により推進委員会へ申請を行い、承認を得る必要がある。

※「リードパートナー及び賛同パートナーQ&A」Q4参照

費用は次の通り。

リードパートナー：10万円/1口

賛同パートナー：申請・承認等に伴う費用は発生しない。

(3) 申請期間

申請受付開始：2019年7月から

第1回締切：2019年7月31日、第2回締切：2019年8月30日

第3回締切：2019年9月30日、最終締切：2019年10月25日

(4) 承認基準

承認に際しては、以下の点を踏まえて検討する。

※「リードパートナー及び賛同パートナーQ&A」Q5参照

- ・寄付月間の趣旨に賛同していること
- ・寄付や社会貢献活動について一定の実績があると認められること
- ・活動や事業の内容の報告に努めていること（ホームページ等にて、公表されていること）
- ・寄付募集の活動を実施する場合には、寄付の透明性と信頼性向上に努めていると確認できること
- ・反社会的勢力との関わりが無いこと
- ・公序良俗に反する活動を行っていないこと

(5) 承認の継続期間

承認を得た日から当該年度内。新年度に継続意思を作業部会から確認する。

(6) 承認の解除

承認後、本取組の内容に反することをやっていると確認された場合、連絡なく承認を解除することがある。

2. 個人

(1) 役割及び期待

ブログやSNS等での広報協力やイベント・勉強会などの企画への参加が期待される。

また、希望者は寄付月間ロゴマークの使用、寄付月間ホームページへの個人名の掲載、全

体企画の情報の随時共有が可能となる。

(2) 申請方法、費用

①賛同パートナー

寄付月間ホームページ上の「寄付月間宣言」に同意し、メールマガジンに登録することで、賛同パートナーとなる。

申請に伴う費用は発生しない。

②リードパートナー

賛同パートナー登録をした上で、寄付を指定の方法を通じて行うことでリードパートナーとなる。

寄付額は、10万円、5万円、1万円、5千円から選択することとする。

(3) 申請期間

①賛同パートナー

2019年7月から随時募集。

②リードパートナー

2019年7月から

第1回締切：2019年7月31日、第2回締切：2019年8月30日、

第3回締切：2019年9月30日、第4回締切：2019年10月25日

(4) 登録の継続期間

「寄付月間宣言」に同意し、メールマガジンに登録した日から無期限。随時、登録を解除することができる。

(5) 登録の解除

承認後、本取組の内容に反することをやっていると確認された場合、連絡なく登録を解除することがある。

申請書送付先・お問合せ先

寄付月間共同事務局 info@giving12.jp

※共同事務局は、推進委員有志の所属団体の職員等で構成されております。

お問い合わせ等につきましては、メールにてご連絡いただけますと幸いです。